

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二百二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>（石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）</p> <p>を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画を知事に届け出なければならぬ。ただし、大気汚染防止法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出をすべき者については、この限りでない。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二百二十三条まで（略）</p> <p>（石綿含有建築物解体等工事に係る届出等）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）</p> <p>第二百二十四条 石綿含有材料（規則で定めるものに限る。以下同じ。）</p> <p>を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の床面積を有するものの解体又は改修の工事（以下「石綿含有建築物解体等工事」という。）を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の前十四日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画を知事に届け出なければならぬ。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、作業施工計画が規則又は遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該作業施工計画を規則又は遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、作業施工計画が遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該作業施工計画を遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。</p>
<p>3 第一項ただし書の届出をすべき者は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項に規定する特定粉じん排出等作業の開始の前十四日まで規則で定めるところにより、石綿の飛散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画（以下「飛散防止方法等計画」という。）を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>4 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、飛散防止方法等計画が規則又は遵守事項に従っていないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該飛散防止方法等計画を規則又は遵守事項に従つたものに変更することを勧告することができる。</p>	<p>第二百二十五条から第六十条まで（略）</p>

第六百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に第六百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に
処する。

一 (現行のとおり)

二 第九十条又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三及び四 (現行のとおり)

第六百六十二条から第六十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)

第六百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に
処する。

一 (略)

二 第九十条又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

三及び四 (略)

第六百六十二条から第六十五条まで (略)

別表第一から別表第十三まで (略)